

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 所得税更正処分等取消、所得税通知処分取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成27年7月17日棄却・不受理・確定

（控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年4月25日判決、本資料263号－84・順号12208）

（第一審・大阪地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、同第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号、同第●●号、平成22年12月17日判決、本資料260号－219・順号11575）

決 定
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号所得税更正処分等取消、所得税通知処分取消請求事件について、同裁判所が平成25年4月25日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文
本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

- 理 由
- 1 上告について
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
 - 2 上告受理申立てについて
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。
よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成27年7月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸

当事者目録

上告人兼申立人	①
上告人兼申立人	②
上記兩名訴訟代理人弁護士	江尻 隆
同訴訟復代理人弁護士	宮崎 裕子
	宮塚 久
	平川 雄士
	北村 導人
	松永 博彬
	天白 達也
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	藤山 秀樹